

四役・中央執行委員
各 単組委員長 殿
地区港湾議長・委員長



21 春闘(仮協定)にもとづく当面の取り組みに関する指示

5月10日(月)に開催した第3回戦術委員会(第10回常任中執)は、21春闘(仮協定)にもとづく当面の取り組みについて検討した。ついては、各単組、地区港湾は下記の取り組みを進めるよう指示する。

なお、全国港湾は港運同盟とともに、21春闘(仮)協定において継続的に取り組む課題として確認している ①指定事業体問題と標準者賃金協定の改定に係る検数・検定小委員会の協議促進、②産別労災補償制度確立に向けたWGの設置と協議促進、③産別協定適用問題と協定集の編纂、④東京2020大会の地区・中央の確認書締結に向けた取り組みについて、日港協との事務折衝を進め、協議の促進しているところである。

記

1. 非効率石炭火力発電施設の削減・廃棄の課題

- (1) (仮)協定1項-(2)は、日港協として「政策動向の把握を行い、傘下事業者から政策要望等の意見を求め、事業継続と雇用維持の観点から必要に応じ関係行政に働きかける」とした。したがって、本(仮)協定を生かすために、関係する職場ごとに当該事業者に見・要望を日港協に提出するよう取り組むことが重要・不可欠である。
- (2) 具体的取り組み指示
 - ① 各地区港湾は、当該事業者に対し、本(仮)協定書に基づき「政策要望等の意見」を日港協に提出するよう取り組むこと。
 - ② 取り組みは、5月末までを目途とし、その方法などについては、各地区港湾議長(委員長)の判断に委ねる。
 - ③ 各地区港湾は、取り組み経過・内容など(日時・対象事業所・事業者の反応と政策の影響・政策要望・意見等)について、取り組みの後(6月第1週を目途)、全国港湾書記局に文書にて報告すること。この報告は、全国港湾として労使協議や関係行政への働きかけに活用することとする。
 - ④ 各単組は、各地区港湾の取り組みの促進のための縦指示に取り組むこと。なお、地区港湾のない組合については、各単組において上記①～③に準拠して取り組み促進を図ること。

2. 新型コロナウイルス感染拡大防止等の取り組み

- (1) (仮)協定 2-(2)項は「従業員が休業した場合、…賃金カットを行う必要に迫られないよう」日港協として対策を講じることとしている。また、(仮)協定 2-(3)項は「ワクチン接種の予約が取れた場合は、希望者には速やかに接種が受けられるよう、業務委の就労・休業・賃金保障に関して最大限の配慮をする」と明記した。

この協定を実施させるためには、各地区・職場単位での協定の周知徹底・履行が不可欠な要件であり、組合員の安全・安心を担保するために、次の取り組みを進めることとする。

(2) 具体的取り組み指示

- ① 各地区港湾は、関係地区港運協会を通じ、各事業所に対して協定の趣旨を徹底する取り組みを進めること。同時に、地区港運協会傘下店社・事業所においても同様の措置を講じるよう求める取り組みを進めること。
- ② 具体的取り組み方法については、各地区港湾議長(委員長)に委ねるが、特に、港湾労働者・組合員の感染防止を一義としつつ、コロナ禍に乗じた「合理化」を行わせないことや、休業に伴う賃金カットをさせないための取り組みの促進を図ること。
- ③ 各地区港湾は、上記取り組みについて、全国港湾書記局に適宜、文書にて報告されたい。また、感染状況などについて、その状況についても報告されたい(取り扱いは注意する)。
- ④ 各単組は、当該支部・分会等各事業所単位で、本(仮協定)に準じた労使確認を締結するなどの具体的取り組みを促進するよう取り組むこと。

なお、各単組は、各地区港湾の取り組み促進のための縦指示に取り組むこと。

3. 関連職種の協定履行に向けた労使協議の促進について

- (1) 21 春闘(仮)協定 6-(5)は 20 春闘協定 3 項-(1)-③を履行するとの前提を明確にし、そのために「可能な地区並びに個別事業者毎に各社縦割り(関係元請・専業)の協議を開始する」とし、「合意できたところから実施する」と確認している。これを、具体化することが重要で、組合側から積極的に協定履行の取り組み促進を図ることが肝要である。

(2) 具体的取り組み指示

- ① 関係する地区港湾は、本協定の基づく地区労使協議の設定・促進の取り組みを進めること。その場合、全国港湾関連部会と調整のうえ対応されたい。
- ② 上記の地区労使協議の設定と協議の具体化の際には、全国港湾関連部会の委員の参加も念頭に置いており、その場合は率直に相談を進め対応されたい。

以上